

令和2年度

福岡県雇用対策協定に基づく事業計画

福 岡 県

福 岡 労 働 局

目 次

第1 趣 旨	1
第2 福岡県雇用対策協定に基づく令和2年度を取組	
1 魅力ある職場づくりの推進	
(1) 働き方改革の実現	2
(2) 公正な待遇確保と多様な正社員の普及	4
(3) 仕事と家庭の両立支援	7
(4) 最低賃金額の改定に係る周知	9
2 地方創生に向けた取組の推進	
(1) 地域での良質な雇用の場の創出	10
(2) 大都市圏からの人材還流の促進	12
3 多様な人材の活躍促進	
(1) 就職氷河期世代への集中支援	14
(2) 若者の活躍促進	
①新規学校卒業者等に対する就職支援	18
②若者の就職支援	21
③若年無業者等の就職支援	23
(3) 中高年齢者の活躍促進	25
(4) 高齢者の活躍促進	26
(5) 女性の活躍の推進	28
(6) 障がいのある人の活躍促進	30
(7) 求職者の様々な事情に応じた支援	33
(8) 外国人材の受入れ支援	35
4 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した能力開発	37
5 産業・職種ごとの人材確保に向けた支援	39
6 公正採用選考の徹底	43
7 新型コロナウイルス感染症に関連する支援	45

第1 趣旨

(1) 雇用対策協定に基づく事業計画策定の趣旨

福岡県と福岡労働局は、誰もが意欲と能力を生かして働くことができる社会の実現に向け、相互に連携・協力して施策を推進することを目的に、平成27年10月22日に「福岡県雇用対策協定」を締結した。

この協定に基づき、福岡県、福岡労働局及び県内各公共職業安定所は、地域の実情に応じた雇用創出の取組や、きめ細かな実効性のある就職支援等を密接な連携の下に効果的、一体的に実施するため、「福岡県雇用対策協定に基づく事業計画」を取りまとめ、各施策に対する相互理解を深めつつ、雇用問題の改善に強力に取り組む。

なお、目標設定に当たっては、令和2年度の数値を目標として定めるものとする。

また、福岡県知事及び福岡労働局長は、本計画に定める取組以外についても、両者が進める雇用創出の取組、就職困難者への支援、地元企業雇用調整時の離職者への再就職支援、企業誘致に際しての人材確保、その他各施策への連携・協力等について、相互に要請があった時は、その要請に誠実かつ迅速に対応するよう努める。

(2) 成果指標に関する考え方

* K P I : 中長期的な大目標。(複数の関係機関で構成する各種連携会議等において設定している目標を含む)

* 関連指標 : K P I の達成に向けて毎年度チェックしていく指標。(取組事項として挙げた事業の実績など)

(3) 取組事項に関する考え方

各章における【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】、【福岡県の取組】及び【福岡労働局の取組】については下記のとおり整理する。

* 福岡県及び福岡労働局が関係機関とともに、県内における連携体制を構築するために開催する各種会議や協議会等については、【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】として記載する。

* 福岡県と福岡労働局が共同で実施する「一体的事業」など、実施主体の区別が無く、両者が連携して取り組む事項については、【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】として記載する。

* その他、各章の目的に沿って福岡県又は福岡労働局のいずれかが事業実施主体として取り組む事項については、【福岡県の取組】又は【福岡労働局の取組】として記載する。併せて、円滑かつ効果的な事業の実施に向けて協力すべき事項については、各取組事項において、「福岡県の協力事項」又は「福岡労働局の協力事項」として記載する。

1 魅力ある職場づくりの推進

【KPI】¹

- 週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5%以下
- 年次有給休暇の取得率を2020年までに70%以上

(1) 働き方改革の実現

人口減少が進む中、限られた労働力で経済の好循環を実現するためには、生産性の向上と、労働者が生き活きと働ける魅力ある職場づくりが必要である。そのため、職場環境や待遇の改善を行う「働き方改革」の実現に向けて、企業への働きかけを行う。

【関連指標】

- 働き方改革に取り組む企業数
- 福岡働き方改革推進支援センターによる事業主への相談支援数

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」等を通じた連携

- ・チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」を通じて、福岡県、福岡労働局及び労使団体等の関係機関が連携を深め、働き方改革の推進を図る。
- ・福岡労働局は「チャレンジふくおか働き方改革推進協議会」を開催し、福岡県における働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、福岡県及び労使団体等を交えて継続的に協議を行う。また、平成31年2月26日に同協議会で改定した「地域推進プラン」に基づき、構成団体と協働して県内企業の「働き方改革」を推進する。
- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等企业への具体的な取組支援を、福岡県などの関係機関と連携して推進する。企業の取組支援に当たっては、連携協定を締結した金融機関とも連携を図る。
- ・福岡県と福岡労働局が助成金説明会等を共同開催し、事業主や市町村等の関係機関等に対して、関係法令や関係する助成金、関連する事業等の情報提供を行う。

【福岡県の取組】

○働き方改革に具体的に取り組む企業への支援

働き方改革に具体的に取り組む県内各地域の企業を支援するため、以下の取組を実施する。

- ・企業のトップ層を集め、複数の企業が参加しお互いに刺激し合う環境の下で、働き方改革のノウハウを学び取組の計画づくりをし、試行や本格実施に当たって必要に応じて専門家が適宜助言を行うなどの伴走支援を実施する。
- ・働き方改革実践企業（よかばい・かえるばい企業）に対するフォローや県サイトを使用した情報発信を行い、参加企業の拡大と企業の自主的な取組を促進する。
- ・県内4地域の労働者支援事務所が主体となり「働き方改革実践企業（よかばい・かえるばい

¹ チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」

企業)」への登録のあった事業所に対して確実な実践を促すとともに、各地域で新規登録を促す。

〔《福岡労働局の協力事項》

・支援対象企業に関する情報について、必要に応じて福岡県へ提供する。〕

【福岡労働局の取組】

○企業に対する法令遵守等の働きかけ

- ・企業訪問等を通じて県内企業の経営トップ等に対して、働き方改革の推進に向けて、以下の事項について働きかける。
 - ・長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等働き方・休み方の見直し
 - ・ノー残業デーの導入・定着の促進
 - ・プラスワン休暇の推進（連休にプラス1日以上 of 年次有給休暇の取得付与）
 - ・計画的年休付与制度の普及促進
 - ・仕事と生活の調和、女性の活躍推進、治療と仕事の両立等仕事と家庭の両立支援の推進

○「福岡働き方改革推進支援センター」における企業支援

- ・「福岡働き方改革推進支援センター」の体制を拡充し、働き方改革関連法への対応や人材確保等に課題を抱える企業に対して以下の支援を行う。
 - ・電話相談等による個別相談
 - ・企業訪問による相談支援
 - ・商工会議所等における出張相談会、セミナーの開催
 - ・よろず支援拠点、生産性向上人材育成センター、生活衛生関係営業等の収益力向上に関するセミナーでの相談支援等関係機関との連携

〔《福岡県の協力事項》

・福岡県は、福岡労働局の設置する「福岡働き方改革推進支援センター」と連携し、より多くの企業への施策の浸透を図る。

・福岡県働き方改革推進ポータルサイトにおいて、各種セミナー開催情報等の発信を行う。〕

(2) 公正な待遇確保と多様な正社員の普及

福岡県と福岡労働局は、相互に連携・協力し、企業における正規雇用促進や企業内での正社員転換、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正等を通じて、労働者の雇用の安定と企業における人材確保を図る。

また、福岡県と福岡労働局は連携して、セミナーの開催等により、労使双方に対して、改正労働契約法に基づく無期転換ルールについての周知啓発を行うとともに、多様な正社員制度の導入も含めて無期転換ルールへの対応を促す。

さらに、令和2年4月1日から施行されるパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の改正について、非正規雇用労働者の労働条件を改善し、均等・均衡待遇の実現を図るため、福岡県と福岡労働局は連携して説明会の開催等により、改正法の周知・徹底を図る。

【関連指標】

○福岡県正規雇用促進企業支援センター支援企業における正規雇用者数(正規雇用への転換を含む)

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○説明会や研修会の共同開催による周知徹底

- ・働き方改革関連法説明会やハラスメント防止研修会等を、福岡県と福岡労働局が共同開催し、事業主に向けた周知・徹底を図る。

【福岡県の取組】

○福岡県正規雇用促進企業支援センターにおける企業支援

福岡県正規雇用促進企業支援センターにおいて関係機関と連携し、以下の取組を行う。

- ・支援企業対象の会社説明会を開催するとともに、年代別センターが開催する合同会社説明会等への参加案内。
- ・企業のPR方法等に関する指導、採用に関する知識・ノウハウを伝えるセミナーを実施。
- ・限定正社員制度の制度説明、導入支援を行い、従業員の職場定着を促進。
- ・就業規則や賃金体系の見直しに向けた助言。
- ・企業における正規雇用促進や企業内での正社員転換に有効な制度（キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金等）などの周知から申請に向けたアドバイスに至るまでの一貫した支援。
- ・就職氷河期世代の正社員雇用や企業内における正規雇用転換の実現に向けて必要な企業への支援。
- ・年代別・対象別センターと連携した就職氷河期世代の正社員就職及び企業の人材確保の促進。
- ・福岡県中高年就職支援センターの利用者情報に基づいた支援企業の新規開拓及び支援企業に対する求人要件の緩和等支援並びに福岡県中高年就職支援センターへの支援企業情報の提供による正社員就職及び企業の人材確保の促進。

《福岡労働局の協力事項》

- ・県が設置する福岡県正規雇用促進企業支援センターについて、広報・周知に関して下記の取組を行い協力する。

- ・ハローワークの雇用指導官や求人者支援員等が事業所を訪問する際は、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットを持参し、支援センターの周知及び利用案内を行う。
- ・ハローワークにポスターを掲示するとともに、求人窓口の机上にリーフレットを設置の上、必要な事業所にリーフレットを手交し、福岡県正規雇用促進企業支援センターの周知及び利用案内を行う。
- ・ハローワークで実施する事業主対象の説明会やセミナーにおいてリーフレットを配付し、福岡県正規雇用促進企業支援センターの周知及び利用案内を行う。
- ・助成金センターにおいて、キャリアアップ助成金の確認通知（計画書写し）に、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットを同封する。
- ・助成金説明会において、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットを説明会資料として配付する。
- ・福岡労働局が若年者地域連携事業で実施する採用力向上企業支援セミナーにおいて、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットをセミナー資料として配付する。

○労働教育の実施

- ・労働者や経営者等を対象に、働き方改革や正規雇用の促進支援、非正規雇用労働者の処遇改善など時機に応じた課題をテーマとした労働教育講座を、関係機関と連携して実施する。

【福岡労働局の取組】

○労働法令遵守に向けた事業主への周知

- ・雇用形態に関わらない均等・均衡待遇を確保するため、福岡労働局が設置する「福岡働き方改革推進支援センター」を活用し、事業主へのきめ細かな支援に努める。また、福岡県との連携等により、セミナー等を通じて、無期転換ルールの円滑な導入及び「多様な正社員」の普及・拡大を図る。
- ・福岡労働局では、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法改正に係る事業主を対象とする説明会を福岡県と連携して開催する。

○パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への周知

- ・大企業では令和2年4月、中小企業・小規模事業者では令和3年4月から同一労働同一賃金の法規定が施行されることから、中小企業・小規模事業者等に対して、「取組手順書」や業界ごとの特性を踏まえた「点検・検討マニュアル」を活用して、きめ細かく支援を行うとともに、非正規雇用労働者が安心して相談できるように設置した「特別相談窓口」を活用し、丁寧な相談対応を行う。また働き方・休み方改善コンサルタントによるワークショップを活用した取組を進める。

○高齢となっても安心して安全に働き続けられる環境整備

- ・定年後に継続雇用された短時間・有期雇用労働者についても、パートタイム・有期雇用労働法の適用を受け、定年後に短時間・有期雇用労働者として継続雇用する場合の待遇については、様々な事情を総合的に考慮の上で待遇差が不合理か否かを判断される。従って、短時間・

有期雇用労働者が定年後に継続雇用された者であることのみをもって、通常の労働者との間の待遇差が不合理とならないように周知啓発指導に努める。

○様々なハラスメントへの対策強化

- ・パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置についての改正指針について、説明会等を通じて、事業主や労働者に対して周知を図り、ハラスメント問題に対する関心と理解を深めるよう促す。
- ・労働者からのハラスメントの相談に対し、相談窓口において相談内容や企業規模を確認の上、可能な範囲で適用法令を判断し、労働施策総合推進法に基づく労働局長の援助（助言、指導又は勧告）又は調停となるのか、個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導又はあっせんとなるのかを見極め、相談者に対して、適用法令や援助の内容について説明を行う。

(3) 仕事と家庭の両立支援

希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロに向け、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、福岡県と福岡労働局は連携して仕事と家庭の両立支援に向けた取組を強化する。

【関連指標】

○子育て応援宣言企業の登録数

【福岡県の取組】

○働き方改革を具体的に取り組む企業への支援（再掲）

・働き方改革に具体的に取り組む県内各地域の企業を支援するため、各種取組を実施する。

○ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの展開

・九州・山口地域の各県・経済団体が一体となったワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの展開により、民間事業所におけるワーク・ライフ・バランスの認知度向上を図る。

○仕事と子育ての両立支援

・仕事と子育ての両立を支援するため、子育て応援宣言企業登録制度の取組を推進する。

○仕事と介護の両立支援

・仕事と介護の両立を支援するため、介護応援宣言企業登録制度の取組を推進する。
・家族等の介護と仕事の両立を支援するため、介護支援専門員を講師兼相談員として派遣し、企業の従業員等を対象とした「出前講座・相談」を実施する。

【福岡労働局の取組】

○改正育児・介護休業法の確実な履行確保等

・育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成29年1月及び10月から施行された改正育児・介護休業法の確実な履行確保を図る。
・改正により有期契約労働者の育児休業の取得要件等が緩和されたことも踏まえ、有期契約労働者が多く雇用されている業種・企業に対し規程の整備を促す。また、介護を行う労働者が就業を継続できるよう介護休業の分割取得や介護休暇の半日取得等改正された介護休業・休暇制度の周知を図る。
・育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう育児・介護休業法施行規則等が改正されており、令和3年1月1日から、時間単位で取得できるようになること、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者も取得できるようになることについて周知を図る。

○改正女性活躍推進法の周知徹底

・令和2年4月1日以降、常時雇用する労働者数301人以上の事業主については、一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法が順次変わることに伴い、令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大されること

と、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定が創設されたことについて、周知を図る。

○次世代育成支援対策推進法にもとづく取組の推進

- ・企業の働き方改革や両立支援を推進する上で「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定取得企業の拡大のため、認定取得のメリットや認定基準の中小企業特例も含め広く周知を図り、認定制度の認知度を向上させるとともに、企業に対し認定申請に向けた働きかけを行う。

○仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への各種助成金の支給

- ・福岡県と連携し、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への各種助成金（両立支援等助成金）の支給等を通じて、事業主の取組を促進する。

○テレワークの推進

- ・仕事と子育て等の両立を可能とする等ワーク・ライフ・バランスの実現に資する働き方改革であるテレワークについて、福岡県と連携し、適正な契約条件下における良質なテレワークの普及を促進するとともに、在宅就業を良好な就業形態として推進する。

(4) 最低賃金額の改定に係る周知

福岡県と福岡労働局は、最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援を推進する。

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○最低賃金の改定に係る周知・広報

- ・福岡県と福岡労働局は、最低賃金協議会での議論を踏まえ、最低賃金改定に関する周知・広報や業務改善助成金の活用促進等について、連携して取組を推進する。
- ・福岡県と福岡労働局が助成金説明会等を共同開催し、事業主や市町村等の関係機関等に対して、関連する事業や助成金等の情報提供を行う。
- ・最低賃金の改定の周知について、県庁内各課や出先機関、県関係機関へポスター、チラシを送付するとともに、県ホームページや広報媒体（各戸配布広報誌、新聞定期広告、ラジオ等）を活用した広報を行う。
- ・福岡県が主催する企業対象のセミナーや業界団体向け各種説明会等において、業務改善助成金等のチラシ配布や事例紹介など企業の生産性向上に関する支援措置の周知・広報を行う。
- ・福岡労働局が主催する企業に対する各説明会、講習会等において、福岡県中小企業生産性向上支援センターのパンフレット等の配布により支援措置の周知・広報を行う。
- ・最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図るため、地方公共団体及び商工会議所等経営者団体に対する最低賃金の改定及び業務改善助成金等の周知を積極的に行い、円滑な実施を図る。

【福岡県の取組】

○企業向けの講習会における周知・広報の実施

- ・経営者等を対象とした労働経営セミナー（県内4地区・年2回程度）において、業務改善助成金等の説明時間を設け、中小企業向けの支援の周知を図る。
- ・上記の他、業務改善助成金等の周知など支援情報が提供可能な中小企業向け講習会の開催状況を把握し、福岡労働局との情報共有を行う。

【福岡労働局の取組】

○中小企業に対する支援策の周知・広報

- ・商工会議所等経営者団体の各地区会員に対する説明会・講習会等において、最低賃金及び中小企業に対する支援策である業務改善助成金の直接周知・広報を実施する。
- ・業務改善助成金の周知広報の為に地方公共団体及び商工会議所等経営者団体の広報誌及びホームページへの100%掲載に向けて依頼を実施する。

《福岡県の協力事項》

- ・福岡県と福岡労働局の間で連絡会議を実施し、最低賃金及び支援策の周知・広報についての協力体制の強化を図る。

2 地方創生に向けた取組の推進

【KPI】

- 「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」による雇用創造目標数 690人
(令和元年度～令和3年度)

(1) 地域での良質な雇用の場の創出

福岡県と福岡労働局は、良質な雇用の創出と労働者の定着を支援するため、国の補助事業である「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用して県が実施する「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」を推進する。また、地域雇用開発促進法に基づく「地域雇用活性化推進事業」や各種助成金に関する情報提供など、県内市町村など地域における雇用創出に向けた働きかけを連携して行う。

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○県内市町村などの地域における雇用創出に向けた働きかけ

- ・福岡県が、厚生労働省補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用して実施する「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」において、県内戦略産業分野の中小企業において良質で安定的な雇用を創出することを目的として、「福岡県働き方改革・地域活性化促進協議会」を設置し、企業における働き方改革や人材育成に係る支援等について協議・検討し、必要な助言等を行う。
- ・助成金等に係る説明会等を福岡県と福岡労働局で共同開催し、事業主や市町村等の関係機関等に対して、雇用創出に資する事業や助成金等の情報提供を行う。
- ・福岡労働局は助成金説明会等へ講師を派遣するなど、福岡県と連携して情報提供を行う。
- ・「地域雇用活性化推進事業」に関して、福岡県と福岡労働局が連携して県内市町村への情報提供等の支援を行う。
- ・福岡県と福岡労働局は、地域雇用開発計画策定の対象地域に関する情報収集を行い、対象地域に関する計画を円滑に策定できるよう協力する。

【福岡県の取組】

○「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」の推進

- ・国の補助事業である「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用した「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」において、働き方改革に取り組むプロジェクト対象分野の中小企業を対象に、コーディネーターの派遣による働き方改革推進の支援、働き方改革に資する人材の雇用に要する経費助成を実施する。
- ・求職者や労働者にとって有用な情報の提供及び即戦力に必須なスキルを身に付ける場を提供するとともに、育成した人材が就職するところまで一貫した支援を実施する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡労働局が主催するイベントやセミナー等において、参加企業に対してプロジェクト及びプロジェクトで実施する各種事業や助成制度について周知する。
- ・福岡県が実施する求職者・労働者向けの講座について、ハローワークにチラシ等を設置するなどし、対象者に対して積極的な周知を図る。

- 〔 ・「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」に参加した企業が、施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金の上乗せ支給による支援を行う。 〕

【福岡労働局の取組】

○地域雇用開発助成金の支給

- ・雇用情勢が特に厳しい地域である「雇用開発促進地域」において、事業所の設置・整備や雇入れ支援等雇用機会の拡大に取り組んだ事業主に対して、地域雇用開発助成金を支給する。

〔 <<福岡県の協力事項>> 〕

- ・福岡県は、雇用情勢が特に厳しい地域について、地域雇用開発促進法に基づき「地域雇用開発計画」を策定し、厚生労働省大臣から「雇用開発促進地域」としての同意を得る。

(2) 大都市圏からの人材還流の促進

福岡県と福岡労働局は、東京圏等をはじめとした大都市圏からの人材還流を促進するため、相互に連携・協力して、合同説明会の開催等のU I Jターン就職支援を実施する。また、福岡県が実施する「東京圏からの移住・就業支援事業」の円滑な実施に向け、積極的に連携を行い、効果的かつ確実な雇用の創出を支援する。

【関連指標】

- 福岡移住・就業マッチングサイトの求人掲載件数
- 「東京圏からの移住・就業支援事業」の移住支援金を活用した東京圏からの移住就業者数
- 「ふくおかよかここ移住相談センター」を利用した県外からの移住者数

【福岡県の取組】

○東京圏等をはじめとした大都市圏からの人材還流促進

- ・東京圏・近畿圏の大学3年生等を対象としたインターンシップを実施することで、就職時期を迎える前の早い段階から福岡県の地域・産業に目を向けてもらう機会を創出し、東京圏・近畿圏からの若者人材の還流を促進するとともに、企業の人材を確保する。
- ・東京圏、近畿圏及び中京圏の大学を中心にU I Jターン就職支援協定を締結し、県と大学が相互に連携・協力して、本県内の企業情報等を周知する等により、本県へのU I Jターン就職を促進する。また、合同企業説明会や業界研究会・座談会を開催する。
- ・東京圏及び近畿圏在住の既卒者のU I Jターン就職を促進するため、福岡県若者就職支援センターにおいて、民間事業者が東京圏及び近畿圏で実施する転職イベントに福岡県ブースを出展する。
- ・福岡労働局が若年者地域連携事業で実施するU I Jターン希望者を対象とした合同企業説明会について、就職支援協定や「ふくおかよかここ移住相談センター」等を活用し、大都市圏在住の若年求職者に対し周知を図る。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡県が行う東京圏の大学4年生及び転職希望者を対象とした合同会社説明会等の開催に当たっては、東京圏の労働局に対して管下ハローワーク（新卒応援ハローワーク含む）におけるチラシの配架、求職者（学生）へのチラシ手交等周知や誘導を行うよう要請する。

○「東京圏からの移住・就業支援事業」の円滑な実施

- ・住民票を移す直前の10年のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京23区への通勤が確認できる者が県内連携市町村に移住し、県が選定する事業所に就業した場合、連携市町村²から支援金（1世帯100万円、単身者60万円）を支給する。（地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）事業を活用）。
- ・県内の戦略産業及び市町村等が推薦する中小企業事業所を対象に、県が設置する専用サイトにおいて求人を掲載する。

² 令和2年の連携市町村は、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、宗像市、古賀市、うきは市、朝倉市、みやま市、粕屋町、芦屋町、岡垣町、桂川町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、荻田町、みやこ町、上毛町。

- ・福岡県が開催する企業向け説明会等において、県内企業に対して「中途採用者等支援助成金（UIJ ターンコース）」の情報の提供を行う。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡県が実施する東京圏からの移住・就業支援事業について、東京圏の労働局に対して管下ハローワークにおけるチラシの配架、求職者へのチラシ手交等周知や誘導を行うよう要請する。
- ・福岡労働局が開催する企業向け説明会等において、県内企業に対する事業内容の周知や、その他事業の参考となる情報の提供を行う。
- ・地方創生移住支援事業を利用した事業主に対して、「中途採用者等支援助成金（UIJ ターンコース）」の活用を促すことにより、雇用創出の支援を行う。

○移住定住の促進

- ・福岡県が設置する移住相談窓口「ふくおかよかこ移住相談センター」（東京都、福岡市）において、専任の移住相談員が各市町村の仕事、住環境、子育て支援等に関する情報を一体的に提供するなど、相談者一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな対応を実施する。
- ・福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお〜かぐらし」や「福岡移住読本」などを活用し、福岡県の魅力を発信する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡県が実施する東京圏からの移住支援事業について、東京圏の労働局に対して管下ハローワークにおけるチラシの配架、求職者へのチラシ手交等周知や誘導を行うよう要請する。

【福岡労働局の取組】

○「中途採用者等支援助成金（UIJ ターンコース）」の活用促進

- ・地方創生移住支援事業を利用した事業主に対して、「中途採用者等支援助成金（UIJ ターンコース）」の活用を促すことにより、雇用創出の支援を行う。

《福岡県の協力事項》

- ・福岡県が開催する企業向け説明会等において、県内企業に対して「中途採用者等支援助成金（UIJ ターンコース）」の情報の提供を行う。

3 多様な人材の活躍促進

【KPI】

- 20歳から69歳の有業率の向上³
- 就職氷河期世代支援に係る正社員就職件数 8,000件（令和5年度末まで）
- 就職氷河期世代支援に係る企業内の正社員転換数 7,500件（令和5年度末まで）⁴

（1）就職氷河期世代支援⁵

厚生労働省において策定された「就職氷河期世代活躍支援プラン」等を踏まえて、就職氷河期世代支援について、福岡県、福岡労働局及び関係機関等で構成する『就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」』として事業実施計画を策定し、就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう、県内の機運を醸成し、各界が一体となって効果的かつ継続的な取組を推進する。事業実施計画において整理した支援対象者（就業状態等に応じて①不安定な就労状態にある方（不本意非正規雇用労働者等）、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方）ごとの支援策について、必要な周知を図るとともに着実な取組を実施していく。

【関連指標】

- ≪1 不安定な就労状態にある方≫
 - 正社員就職件数
 - 企業内の正社員転換数
- ≪2 長期にわたり無業の状態にある方≫
 - サポステの支援による進路決定者
- ≪3 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）≫
 - 地域単位でのネットワーク会議（地域レベルのプラットフォーム）設置数
 - 就労準備支援事業を実施する自治体数

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

≪対象横断的な取組≫

○就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」の運営

- ・福岡県、福岡労働局及び各界の関係機関等で構成する就職氷河期世代支援「ふくおかプラットフォーム」を運営し、連携体制を構築する。

○「重点周知・啓発キャンペーン（仮称）」の実施

- ・各種取組等の周知や就職氷河期世代の方々の活躍促進、その受け皿となる企業等の理解や受入促進等に向けた機運醸成を図るため、令和2年度前半に「重点周知・啓発キャンペーン（仮称）」を実施する。

³ 総務省統計局「就業構造基本調査」（平成29年）福岡県内20～69歳の有業率（有業者数／総人口数）：74%

⁴ 就職氷河期世代支援「ふくおかプラットフォーム」において策定した事業実施計画KPI参照。

⁵ 本項目の詳細は、就職氷河期世代支援「ふくおかプラットフォーム」において策定した事業実施計画を参照。

○取組の成果把握のためのデータや事例の収集・整理

- ・各種の取組の成果等を把握・分析できるよう、必要なデータや支援事例等の収集・整理に努める。
- ・県内の各市町村が実施する就職氷河期世代支援のための取組について情報収集を行い、必要な連携を図る。また、他都道府県における取組事例についても情報収集を行う。

《不安定な就労状態にある方への支援》

○相談支援

- ・早期離職（安易な離職や不本意な離職等）の防止に向け、離職者及び企業に対する職場定着（フォローアップ）支援に取り組む。

○マッチング支援

- ・中小企業とのマッチングイベント（企業の説明会、就職面接会、職場見学会・体験会、セミナー等）を実施する。

○地域の企業向けの支援

- ・就職氷河期世代の非正規雇用労働者の正規雇用促進を図るため、拡充されるトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金等の周知及び活用促進に連携して取り組む。また、企業内での正社員転換等の取組を促進するため、キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金等の周知及び活用促進に連携して取り組む。

《長期にわたり無業の状態にある方への支援》

○相談支援

- ・若者サポートステーションの支援対象年齢をこれまでの39歳までから49歳までに拡大し、これに併せ就職氷河期世代の無業者に対する相談体制を整備する。
 - ・労働局：相談支援、職場体験・就職支援、定着・ステップアップ事業
 - ・県：心理専門職による心理相談、研修事業（基礎能力習得研修、グループワーク、家族セミナー）、就労体験・ボランティア体験、交流スペースの確保

○関係機関へのアウトリーチ

- ・若者サポートステーションの支援対象者の把握・働きかけのため、自立相談支援機関や福祉事務所、ひきこもり支援センター等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）を実施する。

○職場体験の機会の確保

- ・若者サポートステーションで提供する「職場体験」等の受入れ先の拡大を図る。

《社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）への支援》

○地域でのネットワーク形成

- ・それぞれの地域における、様々な関係機関のネットワーク構築の取組を強化するため、地域

単位のネットワーク会議の設置に努めるとともに、この会議を就職氷河期世代活躍支援事業における地域プラットフォームとして位置づけ、ふくおかPFとの連携を図る。

【福岡県の取組】

《不安定な就労状態にある方への支援》

○相談支援

- ・福岡県若者就職支援センター及び中高年就職支援センターにおいて、個別就職相談、各種セミナー、企業との面談会等による就職支援を実施する。

○職業能力開発等に向けた支援

- ・高等技術専門校入校者（無業者）を対象とした入校前講座について、非正規雇用での就労期間が長かった者を受講対象とし、また、職業生活に関する内容を加える。
- ・福岡県の委託訓練において、社会人経験の乏しい者を対象にビジネスマナーの時間を多く取り、かつ、本人の希望や特性に応じて分野を選択して受講できるコースを設定・実施する。

○マッチング支援

- ・不本意非正規雇用労働者や就業経験の浅い者等へのマッチング支援を強化すべく、福岡県若者就職支援センターにおいて「職場実習（社会人インターンシップ）」を実施する。
- ・福岡県若者就職支援センター及び中高年就職支援センターにおいて、個別就職相談、各種セミナー、企業との面談会等による就職支援を実施する。（再掲）

○地域の企業向けの支援

- ・就職氷河期世代の正社員就職・正社員転換の促進に資するよう、正規雇用促進企業支援センターが年代別センターや関係機関と連携し、県内の中小企業等に対する相談支援、就職氷河期世代限定求人や「職場実習（社会人インターンシップ）」の活用の呼びかけなど必要な周知・啓発を実施する。

《社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）への支援》

○相談支援

- ・当事者及びご家族にとって身近な地域での相談・支援の充実を図るため、福岡県ひきこもり地域支援センターの体制強化に努めるとともに、同センターが中心となって、市町村や自立相談支援機関などの様々な関係機関を対象とした、人材の育成のための取組を強化する。
- ・県や市の自立相談支援機関において継続的に訪問等を行うアウトリーチ支援員の配置など相談支援の強化に努めるとともに、直ちに就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事業の県内全域での実施を図り、ひきこもり家庭に対する支援を強化する。

○地域でのネットワーク形成

- ・当事者及びご家族が身近なところで相談できるよう、市町村の相談窓口を明確化した上で、住民に周知を図るとともに、市町村圏域でのネットワークの構築に努める。

【福岡労働局の取組】

《不安定な就労状態にある方への支援》

○相談支援

- ・ハローワーク福岡中央及び小倉に就職氷河期世代専門窓口（仮称）を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を整備する。

○職業能力開発等に向けた支援

- ・求職者支援訓練について、「実践コース」の訓練期間の下限を緩和（現行3月以上を2月以上とする）したコースを設定・実施する。また、マルチジョブホルダー や非正規雇用労働者など在职中の者等を対象とした訓練コースについて、訓練時間の下限を緩和（現行1日5時間以上を3時間以上に、1月100時間以上を80時間以上とする）したコースを設定・実施する。

○マッチング支援

- ・福岡労働局にコーディネーターを設置し、経済団体との協力の下、ニーズに合わせた職場体験・職場実習機会を確保する。
- ・ハローワーク福岡中央及び小倉に就職氷河期世代専門窓口（仮称）を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を整備する。（再掲）

(2) 若者の活躍促進

①新規学校卒業者等への就職支援

福岡県と福岡労働局は、共同して学校との連携を強化し、個々の生徒・学生に対する就職支援を図るとともに、合同会社面談会の開催や若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度等の取組の促進によって、高校・大学等新規学卒者と企業のマッチング促進を図る。また、未就職卒業者や学校中退者等の学校を離れた者及び既卒者（以下「未就職卒業者等」という。）に対して、相互に連携し就職支援を実施する。

【関連指標】

- 福岡県若者就職支援センターの就職決定率
- 福岡県若者就職支援センター就職者のうち正規雇用者の割合
- 福岡県内の新規高等学校卒業者の就職内定率
- 福岡県内の新規大学等卒業者の就職内定率

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

- 「福岡新卒者等人材確保推進本部」における新卒者等の就職支援に係る連携体制の構築
 - ・福岡労働局と福岡県は、国の機関、地方公共団体、教育機関、産業界、労働界及び関係機関で構成する「福岡新卒者等人材確保推進本部」において、新卒者等の就職支援に関して、構成員を含めた連携体制を構築する。

- 「わかものジョブプラザ・福岡」における就職支援の連携
 - ・「わかものジョブプラザ・福岡」を構成する福岡新卒応援ハローワークと福岡県若者就職支援センターとの間で、大学新卒者等の就職内定状況等の情報を共有するとともに、就職支援が必要な大学等に対する出張相談・セミナー等を効果的に実施する。これらの実施状況については、定期的開催される会議の場を活用して検証を行うことで、相互の事業の連携を促進する。

- 新規高卒者就職面談会の共同開催
 - ・高校新卒者の就職促進を図るため、就職を希望する生徒と企業の採用担当者が直接面接を実施する「新規高卒者就職面談会」を共同開催する。開催に当たっては、福岡県と福岡労働局で実行委員会を構成し、高校新卒者の就職希望状況等の情報を共有する。

- 大学等合同会社説明会の共同開催
 - ・福岡県と福岡労働局は、新規大学等卒業者及び3年以内既卒者を含む求職者を対象として、企業の採用担当者が企業情報・求人情報を直接説明する「大学等合同会社説明会」を共同開催する。開催に当たっては、福岡県と福岡労働局で実行委員会を組織する。

【福岡県の取組】

- 福岡県若者就職支援センターにおける新規学校卒業者等への就労支援
 - ・福岡県若者就職支援センター及びブランチを県内4地域に設置し、新規学卒者及び未就職卒業者等を対象として、専門のアドバイザーによる個別就職相談を実施する。また、就職支援セミ

ナーや就職促進セミナー、正社員就職応援セミナー等の各種セミナーを開催する。

- ・具体的な求人とのマッチングによる支援が必要と判断される未就職卒業者等については、新卒応援ハローワークによる個別就職支援に誘導する。
- ・訪問型大学生等就活支援事業において、大学等を訪問し、アドバイザーによる個別就職相談、就職活動実践研修（面接訓練等）、就職活動準備講座（就職活動の心構え等）を実施する。当該事業においては、県内就職促進を目指すことに留意するとともに、新卒応援ハローワークの出張相談・セミナー等の実施状況にも留意し、効果的な事業実施を図る。
- ・未就職卒業者等を含む若年求職者を対象として、県内4地域で合同会社説明会を年間6回程度開催する。

〔 〈福岡労働局の協力事項〉 〕

- ・合同会社説明会については、管下ハローワーク（新卒応援ハローワーク）におけるチラシの配架、求職者へのチラシ手交等周知や誘導を行う。

○地元企業紹介事業の実施

- ・高校生、大学生等の学生が地元企業の魅力や福岡県で働くことの魅力の理解を深め、企業規模や知名度にとらわれない職業選択及び進路選択ができるよう、企業経営者等による授業や見学会、座談会を実施する。実施に当たっては、福岡労働局から共催の承諾を得た上で、広報等について協力を得る。
 - ・高校生を対象に「地元企業魅力発見授業」を実施。
 - ・高校生及び大学生等を対象に「地元企業魅力体験見学会」を実施。
 - ・大学生等を対象に地元の企業経営者・若手社員等との「座談会」を実施。

○高校教員と地元企業の交流会の開催

- ・生徒の進路指導に携わる現場の教員と、新規高等学校卒業者の採用を検討する地元企業の相互理解を促進するため、福岡労働局から共催の承諾を得た上で広報等の協力を得ながら、「高校教員と地元企業の交流会」を県内4地区で開催する。

○大学等と地元企業の就職情報交換会の開催

- ・大学等の就職指導担当者と地元企業の人事担当者が採用動向等を情報交換し、相互理解を深めることで学生と地元企業のマッチングを促進するため、福岡労働局から共催の承諾を得た上で広報等の協力を得ながら、「大学等と地元企業の就職情報交換会」を開催する。

【福岡労働局の取組】

○新卒応援ハローワーク等における未就職卒業者への就職支援

- ・福岡県若者就職支援センターにおいて具体的な求人とのマッチングによる支援が必要と判断された未就職卒業者等に対しては、新卒応援ハローワークに誘導し、担当者制等による個別就職支援を実施する。
- ・新卒応援ハローワーク等で支援中の未就職卒業者等について、福岡県若者就職支援センターが実施する就職支援セミナー等の活用が就職支援として必要と判断される場合には、本人への周

知を行った上で、同センターへ誘導する。

《福岡県の協力事項》

- ・新卒応援ハローワーク等で支援中の未就職卒業者等を含む若年求職者に対しては、福岡県若者就職支援センターにおいて、個別就職相談、就職支援セミナー等、求職者の状態に応じたきめ細かな支援を実施する。

○「ユースエール認定企業」の推進

- ・若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度について、県内事業所に対して申請勧奨を行う。
- ・福岡労働局は、「ユースエール認定企業」として認定する制度について、合同会社説明会等の機会を捉えて、新規学校卒業者をはじめとした若年求職者に対して周知を行う。

《福岡県の協力事項》

- ・メールマガジンの配信等により、福岡県若者就職支援センター登録企業に対して、「ユースエール認定制度」についての周知を行う。

○新規学卒者の県内就職の状況に関する分析

- ・若者の県内就職促進の観点から、県内就職に関する動向を把握するため、福岡労働局は、高校卒業者や大学等卒業者に関する県内就職率の把握及び分析を行い、福岡県と情報共有、意見交換を実施する。

②若者の就職支援

福岡県と福岡労働局は、県が設置する「福岡県若者就職支援センター」と福岡労働局が設置する「福岡わかものハローワーク」等、それぞれが設置する就職支援機関における連携を強化しながら、フリーター等の若者の正規雇用及び職場定着に向けた就職支援策を実施する。

【関連指標】

- フリーター等の若者の常用雇用者数
- 福岡県若者就職支援センターの就職決定率
- 福岡県若者就職支援センター就職者のうち正規雇用者の割合

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

- 「わかものジョブプラザ・福岡」における若者への就職支援
 - ・福岡県が設置する福岡県若者就職支援センターや、国が設置する福岡新卒応援ハローワークや福岡わかものハローワーク、若者サポートステーションで構成される「わかものジョブプラザ・福岡」において、セミナーの開催や求職者情報の共有等について施設間の連携を図り、一体的かつきめ細かな支援を実施する。

【福岡県の取組】

- 福岡県若者就職支援センターにおける若者への就職支援
 - ・福岡県は、福岡県若者就職支援センター及びブランチを県内4地域に設置し、概ね39歳までの若者を対象として、専門のアドバイザーによる個別就職相談を実施する。また、就職支援セミナーや就職促進セミナー、正社員就職応援セミナー等の各種セミナーを開催する。
 - ・福岡県若者就職支援センターにおいて、具体的な求人とのマッチングによる支援が必要と判断された求職者については、福岡わかものハローワークの担当者制による個別就職支援等へ誘導する。
 - ・未就職卒業者等を含む若年求職者を対象として、県内4地域で合同会社説明会を年間6回程度開催する。
 - ・メールマガジンの配信等により、福岡県若者就職支援センター登録企業に対して、「ユーザー認定制度」についての周知を行う。
 - ・福岡労働局が若年者地域連携事業で実施する合同企業説明会について、センター利用者に対して周知を図る。
- 〔《福岡労働局の協力事項》〕
 - ・ハローワークにおいて、同センターが実施する就職支援セミナー等の活用が就職支援として必要と判断される場合には、本人への周知を行った上で、同センターへ誘導する。
- 若者の職場定着の支援
 - ・福岡県若者就職支援センターの支援を通じて就職した若者に対して、就職後一定期間経過した時点で、アドバイザーが状況確認を行い、必要に応じてキャリア形成等に関する個別相談によるフォローを行うことで、職場定着支援を図る。
 - ・若手社員、指導者（上司・先輩）及びメンターに対するコミュニケーション推進研修を実施

し、若手社員の早期離職の防止を図る。

【福岡労働局の取組】

○福岡わかものハローワーク等における就職支援

- ・福岡わかものハローワークにおいて、求職登録時等に福岡県若者就職支援センターの就職支援メニューを説明の上、求職者の同意を得た上で、同時に県のセンターの登録を行うことを基本として対応する。
- ・福岡県若者就職支援センターと福岡わかものハローワークにおいて、相互に連携した就職支援が必要な場合は、求職者情報を共有しチーム支援を実施する。
- ・福岡県若者就職支援センターで行う各種セミナーや合同会社説明会等の事業について、管下ハローワークにおけるチラシの配架、求職者（学生）への手交や雇用保険受給者説明会での配付等周知や誘導を行う。
- ・「ユースエール認定制度」の実施に当たっては、福岡県若者就職支援センターと連携し、より有効な事業推進を図る。
- ・就職氷河期世代の不安定就労者等を対象に実施する短期・集中的なセミナーについて、福岡県若者就職支援センターと連携し、より効果的な周知を図る。

○福岡わかものハローワーク等における職場定着支援

- ・福岡わかものハローワーク等において、「在職者相談窓口」を設置して若年在職者からの相談に対応するとともに、若年者地域連携事業を効果的に活用して企業及び若年在職者の職場定着支援を実施する。

③若年無業者等の就職支援

若者サポートステーションとハローワークとの連携を強化し、若年無業者等の支援を強化する。

【関連指標】

- 若者サポートステーションにおける進路決定者数
- 若年無業者等の就職等率、定着率、満足度（若者サポートステーション）
- 40代無業者の就職等率（若者サポートステーション）

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

- 「福岡県若者自立支援機関連携会議」における連携
 - ・地域の若者支援機関（就労支援機関、ひきこもり支援機関、発達障害支援機関等）との情報交換会の開催等により、関係機関と良好な関係を構築し、地域における若者自立支援のネットワークを図る。

【福岡県の取組】

○若者サポートステーションの運営

- ・福岡労働局と連携の上、若者サポートステーション事業を実施する。
- ・学校卒業後、中途退学後または離職後に様々な要因によって無業状態にある15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、福岡労働局が実施する事業に加え、心理専門職による心理相談、研修事業（基礎能力習得研修、グループワーク、家族セミナー）、短期の就労体験・ボランティア活動、交流スペースでの支援を通して職業的自立に向けた支援を行う。
- ・若者サポートステーションで実施する「就労体験」について、福岡労働局等とも連携しながら、企業や農業団体・各種業界に対して協力の呼びかけを行い、受入先企業の拡大を図る。農業分野におけるマッチング促進のため、農福連携の取組で得られる地域ごとの人材ニーズに関する情報を活用の上、就労体験の受入先の拡大を図る。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡労働局が主催する合同会社説明会等に、若者サポートステーションのブースを設置する等して事業の周知や就職支援を推進する。

○職業訓練への誘導

- ・若年無業者が職業訓練を経て自信を持って就業することを目標に、高等技術専門校に入校するまでの支援として、高等技術専門校の校内見学会・オープンキャンパスへの誘導、集団訓練に対する不安を除くための入校前講座を実施する。なお、入校前講座については、若年無業者に加え、非正規雇用での就労期間が長かった者についても受講対象とする予定。

【福岡労働局の取組】

- 「福岡わかものハローワーク」及び「福岡新卒応援ハローワーク」における就職支援
 - ・「わかものジョブプラザ・福岡」の構成機関である「福岡わかものハローワーク」及び「福岡新卒応援ハローワーク」において、若者サポートステーションの支援メニューの周知及び対象者の誘導を円滑に行い、求職者情報の共有し、チーム支援等を活用しながら、若年無業者等の

若者の就職支援を推進する。

○ハローワークにおける若者サポートステーションとの連携

- ・各ハローワークにおいて、若者サポートステーションとの連携窓口（担当者）を明確化し、ハローワークと若者サポートステーションにおいて情報交換等を行い、連携強化を図るとともに、福岡労働局（ハローワーク）が主催する各種会議や研修等において、若者サポートステーション事業の周知を図る。

(3) 中高年齢者の活躍促進

福岡県と福岡労働局が共同で設置した「福岡県中高年就職支援センター」において相互に連携し、中高年求職者の就職等活躍を促進する。

【関連指標】

- 福岡県中高年就職支援センター 新規利用者数
- 福岡県中高年就職支援センター 就職者数
- 福岡県中高年就職支援センター出前相談 新規利用者数
- 福岡県中高年就職支援センター出前相談就職者数

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○福岡県中高年就職支援センターにおける支援の実施

福岡県中高年就職支援センターの運営について、以下の役割分担のもと一体的実施事業を行う。

《福岡県の取組》

- ・福岡県中高年就職支援センターにおいて、アドバイザーによる個別就職相談、県内17か所（ハローワーク等）における出前相談、就職活動のノウハウを提供する就職支援セミナー等を実施する。
- ・福岡県中高年就職支援センター及び出前相談において個別相談による支援を行った者のうち、就職意欲や緊急度が高い求職者及び求職公開を希望する求職者について、キャリアの棚卸し支援を実施する。また、支援対象者の情報を中高年センターのホームページに掲載するとともにハローワークと連携した個別マッチング支援を実施する。
- ・福岡県中高年就職支援センター利用者情報に基づく福岡県正規雇用促進企業支援センターの支援企業の新規開拓及び支援企業に対する求人要件の緩和等支援並びに福岡県中高年就職支援センターへの支援企業情報の提供による正社員就職及び企業の人材確保を促進する。

《福岡労働局の取組》

- ・福岡県中高年就職支援センターにおいて、職業相談・職業紹介、求人情報提供端末による求人情報の提供等を実施する。
- ・ハローワークにおいて、就職活動に様々な課題を抱える中高年求職者に対して、福岡県中高年就職支援センターの支援内容を周知した上で誘導する。
- ・福岡県中高年就職支援センターの出前相談に対して、ハローワークの会議室を提供するなどの支援を行う。また、ハローワークにおいて、就職活動に様々な課題を抱える中高年求職者に対して、出前相談を周知し、誘導する。
- ・福岡県中高年就職支援センターや出前相談でキャリアの棚卸し支援を受けた中高年求職者について、福岡県からの情報提供を受け、ハローワークにおいて、求職公開シート等を活用して個別求人開拓等によるマッチング支援を実施する。

3 多様な人材の活躍促進

(4) 高齢者の活躍促進

福岡県70歳現役応援センターとハローワークは、互いに情報提供や利用者の誘導を行い、高齢者の就労を促進する。

福岡県70歳現役応援センターと福岡労働局は、高齢者雇用に積極的に取り組む優良な企業の取組事例を広報、周知することなどを通じて、「70歳現役社会」、「生涯現役社会」の実現に向けた社会風土の醸成に努める。

【関連指標】

- 福岡県内企業のうち「70歳以上働ける制度のある企業」の割合
- 70歳現役応援センターによる進路決定者数

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○関係機関を含めた連携体制の構築

- ・福岡県、福岡県70歳現役応援センター、福岡労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部（以下「機構」）高齢・障害者業務課（以下「業務課」）といった関係機関の間で、定期的に情報交換や意見交換を行う。
- ・福岡労働局は、福岡県70歳現役応援センターの訪問企業からの要請に応じ、高齢者雇用アドバイザーの派遣が行われるよう、機構業務課に対し協力依頼を行う。

○「70歳まで働くことのできる制度」を導入する企業の拡大に向けた取組み

《福岡県の取組》

- ・福岡県70歳現役応援センターにおいて、企業に対する70歳まで働ける制度導入を支援し、70歳まで働ける企業を開拓するとともに、70歳まで働ける制度の導入を検討する企業へ社会保険労務士を訪問させ、労務管理等の助言を行うことにより、制度導入企業の拡大を図る。
- ・企業の人事担当者、中高年従業員を対象としたセミナーを開催する。
- ・競争入札参加資格審査における「地域貢献評価項目」において、企業が70歳まで働ける制度を導入している場合、評価項目の加点対象とする。

《福岡労働局の取組》

- ・高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して、ハローワークを通じて助言・指導を行う。
- ・65歳以上定年引上げ、66歳以上の継続雇用延長へ向けた環境を整えるため、福岡県（福岡県70歳現役応援センターが行う企業向けセミナー）及び機構福岡支部と連携した「高齢者雇用管理セミナー」を開催する。
- ・70歳まで働ける制度を導入した企業から提出された就業規則の届出受理を行う。

【福岡県の取組】

○「福岡県70歳現役応援センター」における支援

- ・福岡県70歳現役応援センターにおいて、高齢者の経歴や技能、希望などを聞き、再就職やシルバー人材センター、NPO・ボランティア活動など多様な選択肢を提案・仲介する。

- ・市町村やハローワーク等と連携し、福岡県70歳現役応援センターの出張相談会を実施する。
- ・福岡県70歳現役応援センターにおいて、しごと・ボランティア合同説明会を実施する。
- ・福岡県福祉人材センターに介護人材開拓員を配置し、福岡県70歳現役応援センター登録者等に対して介護職員としての就職を働きかける。
- ・福岡県70歳現役応援センターに登録者のうち、アンケート調査で就業意欲があると回答した進路未決定者に対して就労適性診断を実施し、適性に合った仕事を紹介する。

※「70歳現役社会」の実現に向けた取組

福岡県では、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる選択肢の多い「70歳現役社会」の実現に取り組んでいる。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡県70歳現役応援センターについて、福岡労働局ホームページや雇用管理セミナー等を活用して、事業主への周知を行う。
- ・福岡県70歳現役応援センターに対して、高齢者向け求人情報の提供を行う。
- ・概ね60歳以上の求職者について、同センターへ積極的に誘導する。
- ・福岡県70歳現役応援センターが実施する出張相談会やしごと・ボランティア合同説明会について、求職者に周知し、誘導を行う。
- ・福岡県70歳現役応援センターが、ハローワーク求人情報を活用した職業紹介を円滑に行うことができるよう、より一層の連携を図る。

【福岡労働局の取組】

○ハローワークにおける就職支援

- ・ハローワークの「生涯現役支援窓口」において、65歳を超えても働くことを希望する高齢者に対して就職支援を実施する。

《福岡県の協力事項》

- ・高齢者雇用管理セミナーについて、70歳現役応援センターホームページ等を活用して、事業主への周知を行う。

(5) 女性の活躍の推進

福岡県と福岡労働局は、女性活躍推進法の実効性を確保し、企業における女性活躍を一層進めるため、子育て女性等の就職支援協議会等を通じて連携して広報等を行い、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業も含めた企業の取組促進を図る。

福岡県と福岡労働局は、「福岡県子育て女性就職支援センター」と「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」との相互の連携を深め、子育て女性等の就職支援を実施する。「ウーマンワークカフェ北九州」においては、県・国・北九州市の3者が連携し、女性の就業生活における活躍を支援する。

【関連指標】

- 子育て女性就職支援センターによる就職者数
- 子育て応援宣言企業の登録数
- マザーズハローワークにおける担当者制による支援 就職支援数
- マザーズハローワークにおける担当者制による支援 就職率

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○関係機関を含めた連携体制の構築

- ・福岡県は「福岡県女性の活躍応援協議会」を開催し、福岡労働局及び経済団体等を交えて、情報共有を行う。
- ・福岡県は「福岡県女性の活躍推進ポータルサイト」を活用して、県内企業の取組事例、セミナーやイベントの開催、県や国の支援施策などの情報提供を行う。
- ・福岡労働局は「福岡県女性の活躍応援協議会」の構成団体である福岡県と連携して、労使団体等に対し、中小企業を対象とした女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の周知の協力要請を図る。また、福岡県と連携して、女性活躍推進に向けた取組内容の各種情報提供を行う。

○ウーマンワークカフェ北九州の共同運営

- ・国・県・北九州市の3者が連携して設置している「ウーマンワークカフェ北九州」において、再就職やキャリアアップ、創業など、女性の幅広いニーズにワンストップで対応する。
- ・県が設置する「子育て女性就職支援センター」（北九州）と国が設置する「マザーズハローワーク北九州」及び北九州市が連携して、相互に支援メニュー等の周知・誘導等を積極的に行う。
- ・子育て女性就職支援センター（北九州）は、マザーズハローワーク北九州から誘導された求職者に対し、専門の相談員による個別支援等を行い、就職を支援する。
- ・マザーズハローワーク北九州は、福岡県子育て女性就職支援センターから誘導された求職者に対して、就職支援ナビゲーターが担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。
- ・福岡県子育て女性就職支援センターとマザーズハローワーク北九州において、必要に応じて求職者情報を共有しチーム支援を実施する。
- ・労働局及びハローワーク小倉は、それぞれの広報媒体・手段を活用して、ウーマンワークカフェ北九州を積極的に周知し、利用の促進を図る。

【福岡県の取組】

○子育て女性就職支援センターにおける支援

- ・県内4か所の子育て女性就職支援センターにおいて、個別相談から求人情報・保育情報の提供、就職活動に役立つセミナーの開催、子育て中の女性が働きやすい企業の求人開拓、就職あっせんまできめ細かな支援を行う。
- ・具体的な就職活動に踏み出せない子育て中の女性を対象に、職場体験を柱としたプログラムを実施することで就職に対する心理的な壁を低くして、就職活動の活性化を支援する。

○合同会社説明会の実施

- ・時間などの制約から居住地近くでの就業を希望することが多い子育て中の女性を対象に、県内4地区での合同会社説明会を開催する。

○子育て女性が受講しやすい職業訓練

- ・子育て中の人でも受講しやすい、託児付や短時間での職業訓練を民間教育機関に委託して実施する。また、通所が困難な方も自宅で受講可能なe-ラーニング方式による職業訓練を行う。
- ・高等技術専門校（短期課程訓練）において、子育て中の人が入学しやすくなるよう、民間託児施設を活用した託児サービスを無償で提供する。

○ひとり親サポートセンターにおける支援

- ・ひとり親サポートセンターはハローワークと連携し、ひとり親家庭への就労支援を行う。

【福岡労働局の取組】

○「マザーズハローワーク」における支援

- ・「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」において、「福岡県子育て女性就職支援センター」への求人情報の提供、就職支援メニューの周知、求職者の誘導等について連携・協力し、子育て女性等の就職を支援する。
- ・子育て中の女性を対象とした合同会社説明会等の開催に際しては、「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」等において、求職者への周知・広報を積極的に行う。

○改正女性活躍推進法の周知徹底

- ・2020年（令和2年）4月1日以降、常時雇用する労働者数301人以上の事業主については、一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法が順次変わることで、2022年（令和4年）4月1日から、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大されること、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定が創設されたことについて、周知を図る。

(6) 障がいのある人の活躍促進

福岡県と福岡労働局は、障がい者雇用の更なる促進を図るため、障害者雇用促進面談会、職場実習面談会、障害者雇用促進セミナー、特別支援学校生徒による技能発表会及び企業と特別支援学校教職員との交流会、テレワークによる障がい者雇用促進セミナー等の取組みについて相互に連携し、就労支援を行う。

また、福岡県と福岡労働局は、障がいのある人の職場実習、就職後の定着支援、事業所支援等について、ハローワークと障害者就業・生活支援センターとの連携が円滑に行われるよう、チーム支援体制の強化を行う。

【関連指標】

○福岡県内民間企業における障がい者雇用率

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○関係機関を含めた連携体制の構築

- ・福岡県、福岡労働局及び関係機関との間で関係機関等会議を実施し、情報共有・意見交換を行うとともに、連携体制の強化を図る。
- ・福岡県、福岡労働局及び関係機関の事業目標や事業計画等について共有し、福岡県の障がい者雇用の促進に向けた役割分担や連携など、一体的な事業計画となるよう努める。

○障がい者雇用への理解促進に向けたセミナーの共同開催

- ・障害者雇用促進セミナー、障害者雇用促進面談会、障害者対象合同企業説明会、テレワークによる障がい者雇用促進セミナーを、福岡県と福岡労働局で共同開催する。
- ・法定雇用率未達成企業の解消を目的として、「障害者雇用促進セミナー」を県内4地区で共同開催する。精神、発達障がい者に対する理解促進のための「しごとサポーター養成講座」をカリキュラムに含む。
- ・障がいのある人の雇用促進を図るため、「障害者雇用促進面談会」を県内4地区で、「障害者対象合同企業説明会」を福岡地区で、共同開催する。

○特別支援学校における支援の実施

- ・福岡県は、特別支援学校高等部生徒が作業学習の成果を企業の人事担当者へ披露する「技能見学会」、見学会終了後の企業と特別支援学校教職員との「交流会」を、企業への参加依頼及び運営等について、福岡労働局の協力を得て、年1回開催する。
- ・福岡県は、特別支援学校高等部3年生等を対象とした企業経営者の講話、先輩の体験談、模擬面接を内容とする就職に向けた総合的な就職準備講座を、ハローワークの協力を得て年1回開催する。
- ・福岡県は、特別支援学校高等部に在籍している就職が決定していない生徒に対して、企業等の現場での実習を行うことにより、就職に結びつく実践的な能力、社会人としてのマナー、職場内でのコミュニケーション技法等の習得を図る。
- ・福岡労働局は、特別支援学校高等部1・2年生を対象とした実習受入企業と特別支援学校生徒との「職場実習面談会」を、福岡県の協力を得て、県内2地区で2回開催する。

- ・生徒の実習先及び就職先の拡大に向けた情報交換・意見交換を、ハローワークと特別支援学校との間で日常的に行う。

【福岡県の取組】

○「障害者就業・生活支援センター」における支援

- ・福岡労働局と協力して、県内13箇所の障がい保健福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置し、障がいのある人の就業及びこれに伴う生活に必要な支援を行う。
- ・センターには精神・発達障がいのある人の職業適性を判定する心理専門職や、就職支援や職場への定着支援を行う精神保健福祉士を配置し、一人ひとりの障がい特性に応じた効果的な就業支援を実施する。
- ・障害者就業・生活支援センターについて、広く県民や事業主への広報周知を図る。

《福岡労働局の協力事項》

- ・ハローワークで支援する障がいのある求職者に、障害者就業・生活支援センターでの登録を勧奨し、相互に連携したチーム支援を実施する。
- ・「障害者就業・生活支援センター」の支援員への研修充実、共同実施。
- ・医療機関等含めた関係機関連携体制の強化を図る。

○中小企業障がい者雇用拡大事業による一貫した支援

- ・中小企業における障がいのある人の雇用を拡大するため、障がい者雇用に必要な知識・情報の提供から、従事可能な仕事の創出や職場環境づくり、雇用後の定着までの一貫した支援を行う。
- ・福岡労働局、ハローワークの協力を得て、障害者就業・生活支援センターとの連携を密にしながら、就労支援を実施する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡県における無料職業紹介事業が円滑に行われるよう、ハローワークの障害者求人情報をオンライン提供する。

○テレワークを活用した障がい者雇用の取組み

- ・テレワークによる障がい者雇用を推し進めるため、支援員を配置したコワーキングスペースを開設する。
- ・「テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業」で決定したモデル企業4社の導入事例をとりまとめ、セミナー等で報告する。
- ・テレワークを県内企業等に周知し、活用促進を図るため、セミナーを開催する。
- ・テレワークによる障がい者雇用を促進するため、就職合同会社説明会を開催する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡県内企業の障がい者のテレワーク求人をハローワークで積極的に紹介し充足につなげる。
- ・コワーキングスペース開設に伴う広報。
- ・企業に対して、報告書の広報やテレワーク導入に伴う福岡県の取組の周知。

○障がい者の特性に配慮した公共職業訓練の実施

- ・ 障害者職業能力開発校に精神保健福祉士を配置し精神障がい（発達障がいを含む）のある訓練生に配慮した訓練を行うため、相談対応等を実施するとともに精神科医による相談体制を強化する。
- ・ 県内7校ある高等技術専門校へ精神保健福祉士を派遣し、精神障がいの可能性のある訓練生への相談対応を実施する。
- ・ 精神保健福祉士を増員し、委託訓練事業所からの相談にも対応する。
- ・ 障がい者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、4地域で民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。

○農福連携の推進

- ・ 障がい者施設の共同受注を推進するための協議会を設置して、農業者と障がいのある方のマッチングを推進し、障がいのある方の収入の向上を図る。
- ・ 受け入れ側の農業者の理解促進、障がいのある方の農業技術取得、障がいのある方の受け入れに係る施設整備に対する支援、農産物や加工品の販売促進などを通じ、県内の農福連携を推進する。

【福岡労働局の取組】

○ハローワークにおける障がい者支援の実施

- ・ ハローワークにおいて、チーム支援をサポートする就職支援コーディネーターが中心となり、障害者就業・生活支援センター及び関係機関との連携を援助する。
- ・ チーム支援に当たっては、障害者就業・生活支援センターの実情に関する福岡県からの情報を参考とし、両機関の担当者の意見交換、情報交換を促進する。

○企業に対する障がい者雇用の助言・指導

- ・ ハローワークの雇用指導官が県内企業を訪問し、企業における障がい者雇用の促進するため、仕事の切り出しから助言・指導を行う。

○障がい者雇用に取り組む事業主への各種助成金の支給

- ・ 障がい者雇用の拡大、障がい者の雇用促進及び職場定着に取り組む事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金や障害者雇用安定助成金等の各種助成金の支給等を通じて、事業主の取組を促進する。

〔 〈福岡県の協力事項〉

- ・ 各種助成金について、福岡県ホームページ等を活用して、事業主への周知を行う。〕

(7) 求職者の様々な事情に応じた支援

福岡県と福岡労働局は、福岡県難病相談支援センター及びがん相談支援センター等の関係機関と連携し、難病・がん患者等長期療養が必要な者に対して就労支援を行う。

福岡県と福岡労働局は、生活保護受給者・児童扶養手当受給者などの生活困窮者に対する効果的な自立支援のため、保健福祉（環境）事務所、ひとり親サポートセンター及び自立相談支援機関とハローワークが一体となった就労支援の充実を図る。

【関連指標】

- がん患者等に対する就労相談支援 拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数
- 生活保護受給者等就労自立促進事業における就職件数

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

- 「難病患者就職支援連絡協議会」における連携体制の構築
 - ・難病患者の就職支援ネットワークの構築を目的とした「難病患者就職支援連絡協議会」において、情報の共有を行う。
- 生活困窮者就労支援に関する連携体制の構築
 - ・福岡県と福岡労働局は、生活保護受給者等の生活困窮者の就労支援について、「福岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」における協議のほか、随時、情報交換・意見交換を実施する。
- 「福岡県地域両立支援推進チーム」における連携体制の構築
 - ・治療と仕事の両立支援の促進を目的とした「福岡県地域両立支援推進チーム」において、関係機関のネットワークを構築し、取組の連携を行う。

【福岡県の取組】

- 難病・がん患者等の活躍促進
 - ・就労環境整備のためのアドバイザーを派遣して行う個別相談において、がん患者が治療を受けながら継続就労できる社内制度等の導入にあたっての助言などを行う。
 - ・「福岡県難病相談支援センター」において、難病患者やその家族からの相談を受けるほか、ハローワークと連携して就労支援を行う。
 - ・病気の治療と仕事の両立を支援するため、短時間勤務等の導入を検討する事業所にアドバイザーを派遣するとともに、両立支援導入のための就業規則見直しに係る経費を助成する。
 - ・県内19か所の「がん相談支援センター」に、社会保険労務士を「就労支援アドバイザー」として派遣し、就労継続のため、がん患者及びその家族からの就労相談に対する支援等を行う。
- 生活困窮者等への就労支援
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」を実施し、当該事業の支援対象者のうち就労可能な者に対して、福岡労働局及びハローワークと連携して就労支援を行う。

○ひとり親家庭の就労支援

- ・「ひとり親サポートセンター」において、ハローワークと連携しながら、ひとり親家庭の方等（母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方）を対象に、就労に関する相談や求人情報の提供など一貫した就労支援を行う。

○中国帰国者2世・3世の方への就労支援

- ・就労指導員や自立支援通訳の派遣や九州中国帰国者支援・交流センター、福岡労働局及びハローワークと連携し、中国帰国者2世、3世の方への円滑な就労活動の支援を行う。

【福岡労働局の取組】

○ハローワークにおける難病・がん患者の就職支援

- ・ハローワーク福岡東に難病患者就職サポーターを配置し、福岡県難病相談支援センターと連携の上、就職支援を行う。
- ・ハローワーク福岡中央及びハローワーク八幡に長期療養者就職支援ナビゲーターを配置し、県内がん診療連携拠点病院（がん相談支援センター）と連携の上、就職支援を行う。

○ハローワーク等における生活困窮者の就労支援

- ・ハローワークにおける生活保護受給者及び児童扶養手当受給者の求職活動状況に関する情報を本人の同意を得た上で、各保健福祉（環境）事務所に提供する。
- ・ハローワークは、福岡県の協力を得て、巡回相談実施箇所の拡大を図る。
- ・福岡労働局及びハローワークは、福岡県が実施する「自立相談支援事業」と連携し、生活困窮者等に対する就労支援を行う。
- ・自立相談支援事業の事業者と生活困窮者等に対し、公的職業訓練情報を提供する。

《福岡県の協力事項》

- ・ハローワークによる巡回相談の取組がさらに拡大し、効果的に就労支援が進むよう、市町村に働きかけを行う。

(8) 外国人材の受入れ支援

福岡県と福岡労働局は、外国人材の県内への受入れについて、相互に連携し、共生の観点から様々な支援を実施する。

【関連指標】

- 外国人材受入企業支援事業における支援企業数
- 留学生の就職決定数

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○福岡県外国人材受入対策協議会及び分野別会議における連携

- ・行政機関や経済団体・事業者団体、士業団体等を構成員とする福岡県外国人材受入対策協議会及び同協議会内に設置する分野別会議（外国人相談窓口部会、労働環境部会）を運営し、情報の共有や相互連携、課題の把握等を図ることにより、外国人材の受入れ関係機関における取組を促進する。

【福岡県の取組】

○福岡県留学生サポートセンターにおける留学生支援

- ・就活専門員による個別相談、就職支援セミナー等を実施する。
- ・無料職業紹介事業所として、求人のある企業を留学生に紹介し、留学生の就職支援を実施する。
- ・福岡労働局等が主催する主に留学生を対象とした就職活動支援イベントの開催について協力する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・福岡県及び福岡県留学生サポートセンターが主催する主に留学生を対象とした就職活動支援イベントの開催や、周知を行う場合の広報活動について協力する。

○「Work in Kyushu」を活用した留学生の就職支援

- ・九州グローバル人材活用促進協議会」が運営する留学生と企業のマッチングサイト「Work in Kyushu」を活用して、留学生の就職支援を実施する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・九州グローバル人材活用促進協議会」が運営する「Work in Kyushu」を活用した留学生の就職支援に係る広報活動等について協力する。

○「福岡県外国人相談センター」における支援

- ・「福岡県外国人相談センター」を設置し、市町村と連携して、全市町村の窓口で、外国人の相談に多言語で対応できる体制を構築する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・ハローワーク求人窓口でのリーフレット配架や、事業主説明会・セミナー等でのリーフレット配付等、県が開設する外国人材の受入れに関する企業向け相談窓口及び「福岡県外国人相談センター」に係る広報活動について協力する。

○外国人材受入企業に対する支援

- ・「外国人材受入企業支援事業」において、外国人材の受入れに関する企業向けの相談窓口として「福岡県外国人材受入企業支援窓口」を設置し、相談対応や情報提供、法令遵守の啓発を行うとともに、相談内容に応じた適切な関係機関を紹介する。また、県内各地域において出張相談を行う。
- ・外国人材を受け入れるに当たって企業が遵守すべき法令等について「福岡県外国人材受入企業講習会」を実施する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・外国人材の受入れに関する企業向けの相談に係る相談窓口及び出張相談について、実施場所の確保や広報活動等、必要に応じて運営に協力する。
- ・福岡県が開催する外国人材の受入れに関する企業講習会に係る広報活動等について協力する。

○労働環境部会の運営

- ・福岡県外国人材受入対策協議会の分野別会議として設置した「労働環境部会」において、外国人材が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し、適正に就労できる環境を整えるため、福岡労働局を含む構成団体間で外国人材の労働環境整備に関する協議・情報共有等を行う。

○外国介護人材に対する支援

- ・E P A介護福祉士候補者を受け入れた介護事業所に対し、日本語学習や介護分野の専門的知識習得などに要する経費について助成する。
- ・介護事業所が外国人介護人材を受け入れるための環境整備（外国人介護職員と職員・利用者等とのコミュニケーション支援に資する取組み、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組み）に要する経費について助成する。
- ・介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能1号外国人に対し、介護の日本語やコミュニケーション等に関する集合研修を実施する。
- ・日本語能力や介護技術が未熟な外国人介護人材に、介護の周辺業務から従事してもらうよう、「介護助手の手引き」を多言語に翻訳する。

【福岡労働局の取組】

○「外国人雇用サービスセンター」における支援

- ・「外国人雇用サービスセンター」（令和元年8月開設）において、留学生や専門的・技術的分野の外国人求職者等に対する職業相談、職業紹介、各種セミナー等の就職支援を実施する。
- ・「外国人雇用サービスセンター」において、留学生や専門的・技術的分野の外国人求職者等を積極的に採用したい事業主に対する相談支援や求人開拓等の取組を行う。

《福岡県の協力事項》

- ・福岡県及び福岡県留学生サポートセンターは福岡労働局が留学生等に係る制度・手続き、イベント開催などの周知を行う場合、広報活動について協力する。

4 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した能力開発

【KPI】

- 公共職業訓練の就職率（技専校） 施設内訓練 80%以上、委託訓練 75%以上
- 公共職業訓練の就職率（障害者校） 施設内訓練 65%以上、委託訓練 55%以上

福岡県と福岡労働局は、ハローワーク等で把握する職業訓練ニーズを的確に捉え、情報の分析と共有を行った上で、総合的な訓練計画の策定に努めるとともに、職業訓練情報の一体的周知・広報における連携した取組を実施する。また、受講者の就職状況等を共有し一体となって訓練受講者の就職支援を実施する。

【関連指標】

- 施設内訓練及び委託訓練における入校率（高等技術専門学校）
- 施設内訓練及び委託訓練における入校率（障害者校）

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○「福岡県地域訓練協議会」における連携体制の構築

- ・福岡県、福岡労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部で構成するワーキンググループを開催する。
- ・ワーキンググループでの協議内容を踏まえ、公共職業訓練と求職者支援訓練とを合わせた総合的・一体的な訓練計画を策定し、「福岡県地域訓練協議会」に提案する。

○訓練に関する情報・分析の共有

- ・福岡県が把握する施設内・委託訓練の当該年度分の入校状況、訓練実施後の就職状況、福岡県の施策や産業動向などの情報について、必要に応じて福岡労働局へ提供する。
- ・福岡労働局は、職業訓練コースの設定に資するニーズを把握し、定量的な分析を行った上で、福岡県に情報を提供する。

○求職者支援訓練及び公共職業訓練に関する一元的な広報の実施

- ・求職者がより多くの訓練科目や開校時期等の情報に用意に接することができるよう、求職者支援訓練や県及びポリテクセンターが実施する公共職業訓練等に関する統一パンフレットを作成・配布する。
- ・求職者支援訓練や公共職業訓練に関する統一パンフレットを、ハローワーク窓口で求職者への配布やオープンキャンパス等の機会を捉えて配布する。

【福岡県の取組】

○公共職業訓練に係る魅力発信

- ・訓練の見学・体験の機会を提供するため、高等技術専門学校において校内見学会やオープンキャンパス（体験入校会）を実施する。
- ・訓練の様子・内容等を紹介した動画を作成し、周知に活用する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・雇用保険説明会会場（説明会開催前）や庁舎内に設置しているモニターを活用し、求職者に対して福岡県が作成した訓練PR動画を放映する。
- ・福岡県がHPにアップロードした訓練PR動画を、福岡労働局HPにおいてもリンクさせ周知・広報を行う。

○魅力ある公共職業訓練・就職支援の実施

- ・企業の人材ニーズに合った多様な職業訓練を実施するため、企業や業界団体との協議を定期的に行い、また、福岡労働局による定量的な分析等も踏まえながら、不断に訓練カリキュラムの見直しを行う。
- ・平成25年度から設置した「公共職業訓練連携推進員」により、訓練コース設定から訓練修了後の就職支援までの取組を充実、強化する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・公共職業安定所で把握した求職者の公共訓練ニーズ・要望等について、福岡県へ情報提供を行う。

【福岡労働局の取組】

○ハローワークにおける求職者への受講あっせんと就職支援

- ・訓練施設の見学等により訓練内容等に関する情報を十分に把握した上で、ハローワークにおいて求職者を適切な職業訓練に誘導する。
- ・訓練施設の協力を得て、訓練修了前の職業相談を実施し、訓練修了者の早期就職を促進する。

5 産業・職種ごとの人材確保に向けた支援

福岡県と福岡労働局は、企業倒産や企業立地などの雇用情勢の変化に対して迅速かつ効果的な対応を行うため、日頃より情報共有・意見交換を行い、連携体制を構築する。

福岡県と福岡労働局は、福祉・看護・保育・建設・農業などの人手不足分野における人材確保に向けて、連携して取組を進める。

【関連指標】

- 介護職員の増加数
- 福岡県ナースセンターの無料職業紹介事業等により就職した看護職員数
- 新規就業者数（農業）

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○雇用情勢の変動に対する迅速な対応に向けた連携体制の構築

- ・雇用情勢について、随時、福岡県と福岡労働局の間で情報共有を行い、必要な対策を講じる。
- ・企業立地・企業倒産等の情報について、随時、福岡県と福岡労働局の間で情報共有を行い、必要に応じてハローワークを通じたマッチングを要請する。
- ・福岡県から企業立地等の情報が提供された場合は、福岡労働局は、ハローワークに情報提供を行い、事業所情報の収集、求人の確保及び個別のマッチング支援を実施する。
- ・福岡県が推進する産業政策の関連企業の求人情報等の提供があった場合は、必要に応じてハローワークを通じて迅速・円滑なマッチングを実施する。
- ・福岡県の産業政策関連分野の企業に対して、雇用関係助成金に関するきめ細かな周知を行う。

○人手不足分野全般的な取組

《福岡県の取組事項》

- ・人手不足分野における必要な人材の確保に向けて、労働者に選ばれる働きやすい職場づくりを進めるため、働き方改革に取り組む企業への各種支援策⁶を実施する。
- ・福岡県若者就職支援センターにおいて、正社員就職応援セミナーを実施する。

《福岡労働局の取組事項》

- ・福岡労働局は、福岡県若者就職支援センターが実施する正社員就職応援セミナーについて、リーフレット等を活用して、若年求職者等に対して積極的な周知を図るとともに、求人・求職のマッチングを促進する。
- ・福岡労働局は、各種セミナー等において、求職者に対して人材不足分野の状況を説明するなど、業界及び関係職種の情報を提供する。

○福祉分野における人材確保に向けた取組

《福岡県の取組事項》

- ・福岡県福祉人材センターにおいて、福祉分野の無料職業紹介や就労相談、再就職支援、合同就職面談会、職場体験事業等を実施する。

⁶ 「1-（1）働き方改革の実現」参照

- ・福岡県若者就職支援センターで実施する正社員就職応援セミナーにおいて、建設業や介護職等に係るセミナーを実施する。
- ・短期大学や専門学校等の民間教育機関に委託し、保育士や介護福祉士等の資格取得と正社員就職を目指す職業訓練を実施する。

《福岡労働局の取組事項》

- ・福岡県が主催する福祉分野の合同就職面談会の開催に当たっては、面談会用求人の受理、職業相談ブースの開設、求職者への周知、誘導を積極的に行う。
- ・福岡県福祉人材センターと連携し、「福祉人材センター・ハローワーク連携事業」により、ハローワークでの出張相談等を実施する。

○介護人材の確保に向けた取組

《福岡県の取組事項》

- ・福岡県福祉人材センターに、介護の仕事に特化した就職支援専門員及び人材開拓員を配置し、介護の仕事を希望する人や求人施設・事業所からの相談についてきめ細かな支援を実施するとともに、市町村や福岡県70歳現役応援センター等が実施する就職相談会等において介護職員としての就職を働きかける。
- ・より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるようにし、介護未経験者の参入を促進するため、「介護に関する入門的研修」を実施する。
- ・生徒・学生が、介護の仕事に親しみを持ち、正しく理解するとともに、将来的に介護の仕事を職業の選択肢に加えることを目的として、介護事業所において「高齢者ふれあい体験」や「就業体験」等を実施する。
- ・介護の仕事を身近に感じてもらうため、介護業務の普及・啓発のための大会を開催する。
- ・ホームページ「福岡県介護情報ひろば」を開設し、介護の仕事に関する福岡県の取組み等に関する情報を発信する。
- ・介護福祉士資格取得を目指す外国人留学生確保のため、現地で留学生候補者を選定し、県内養成施設に留学させ、県内介護施設等に就職するまでのマッチングを一元的に行い、円滑な受入支援体制を構築する。
- ・介護福祉士養成施設が、将来介護現場を担う若者世代の確保や外国人留学生の確保に向けた取組みを実施した場合に、その経費の一部を助成する。
- ・介護事業所が将来介護職員として雇用しようとする留学生に対して奨学金等を支給した場合に、その一部を助成する。
- ・福岡県社会福祉協議会が実施する、介護福祉士資格取得を目指す学生に対する修学資金貸付及び離職した介護福祉士等に対する再就職準備金貸付について、その貸付原資を助成する。

○看護師の人材確保に向けた取組

《福岡県の取組事項》

- ・福岡県ナースセンターにおいて、看護師等の無料職業紹介、就労相談や再就職支援のための各種研修会等を実施する。

《福岡労働局の取組事項》

- ・福岡県ナースセンターと連携し、「ナースセンター・ハローワーク連携事業」により、支援対

象の求職者及び求人に関する情報の共有、ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施、両者の緊密な連携による支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援を行い、求職者及び求人施設に関する情報共有の強化や巡回相談の実施回数の増に協力する。

○保育士の人材確保に向けた取組

《福岡県の取組事項》

- ・福岡県保育士就職支援センターにおいて、保育士専門の無料職業紹介や潜在保育士の再就職支援のための保育所体験実習の実施、HP上で保育士の求職・求人情報検索ができる福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」を活用し、潜在保育士の求職を促す。
- ・短期大学や専門学校等の民間教育機関に委託し、保育士の資格取得と正社員就職を目指す職業訓練を実施する。

《福岡労働局の取組事項》

- ・福岡県保育士就職支援センターと連携し、ハローワークでの出張相談を実施する。
- ・保育士資格を持つ求職者に対して、「福岡県保育士就職支援センター」や「福岡県保育士就職支援資金貸付事業」のリーフレット等を活用し、積極的な周知を図る。

○建設業における人材確保に向けた取組

《福岡県の取組事項》

- ・国交省主導の建設キャリアアップシステムについて、「働き方改革」（前掲）の取組で要件を満たす事業所を競争入札参加資格審査の加点対象とするとともに、許可業者を対象にチラシ等で周知に努める。
- ・福岡県若者就職支援センターで実施する正社員就職応援セミナーにおいて、建設業や介護職等に係るセミナーを実施する。（再掲）
- ・福岡労働局から提供を受けた建設職種関連の求人一覧表を、福岡県若者しごとサポートセンター等に掲示する。
- ・「建設業労働災害防止協会への加入」及び「建設雇用改善」の取組で要件を満たす事業所を、競争入札参加資格審査の加点対象とする。
- ・短期大学や専門学校等の民間教育機関に委託し、測量技術士の資格取得と正社員就職を目指す職業訓練を実施する。

《福岡労働局の取組事項》

- ・建設職種関連の求人一覧表を作成し、定期的に福岡県に提供する。
- ・建設業事業主団体が主催する会議等に参加し、求人・求職の動向や助成制度について説明を行う。

○農林水産業における人材確保に向けた取組

《福岡県の取組事項》

- ・新規就業希望者に対し、セミナー・相談会を開催し、新規就業に係る情報提供や個別相談会を実施する。
- ・「福岡県農林漁業就業マッチングセンター」の運営により、求人・求職者のマッチングや農林

漁業法人等による合同会社説明会等を開催する。

- ・農業分野におけるマッチング促進のため、農福連携の取組において得られる地域ごとの農業分野における人材のニーズに関する情報を活用し、若者サポートステーションにおける就労体験の受入先の拡大を図る。

《福岡労働局の取組事項》

- ・福岡県が「ふくおか農林漁業新規就業セミナー・就業相談会」を実施する際に、農林漁業分野の求人情報を提供する。
- ・福岡県農林漁業就業支援連絡協議会を開催し、それぞれの有する情報の相互提供及び協力体制の確立により、農林漁業への就職等の実現を図る。

6 公正採用選考の徹底

福岡県と福岡労働局は、公正採用選考の考え方に基づく選考を事業主に徹底させ、公正な採用選考システムの確立に向けて、「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」）未設置企業への設置勧奨、推進員研修の受講勧奨、企業向け研修会、求人企業及び求職者に対する啓発等の取組みについて、連携・協力する。

【関連指標】

- 県内事業所における推進員研修の受講率
- 県内事業所における推進員設置率

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○福岡県と福岡労働局の協力体制の構築

- ・県及び福岡労働局との間で、違反事象に関する情報交換等を行う。
- ・県関係部局が開催する関係団体の会合、業者説明会、各種セミナー等への講師派遣、啓発方法の協議等のあらゆる機会を捉えて、県と福岡労働局が相互に連携・協力し、一体的に啓発・指導に取り組む。
- ・推進員研修の実施日程について、県ホームページで公開するために必要な連携を行う。
- ・推進員研修の実施について、必要な連携を行う。
- ・公正採用選考人権啓発指導員による企業に対する推進員研修の受講勧奨について、必要な連携を行う。
- ・推進員研修について、県・福岡労働局・各ハローワーク・企業同和問題推進協議会等の各地の関係機関との連携体制を構築し、情報共有を行う。

○「企業経営者人権啓発セミナー」の開催

- ・採用選考に最も影響力を持つ企業トップクラス（代表者又は人事責任者）に対し、人権問題及び同和問題についての正しい理解と認識を深めるため、「企業経営者人権啓発セミナー」等の企業向け研修会を、商工部及び福岡労働局と共同で開催する。

○「公正採用選考人権啓発推進員研修」の実施

- ・推進員を対象として、①公正採用の意義・必要性、②違反事例、③業種別に留意すべき事項、④公正採用選考人権啓発推進員の役割（優良事例の紹介）を盛り込んだ「公正採用選考人権啓発推進員研修」を開催し、研修の質を高める。
- ・従来のハローワーク主催の研修に加え、新たに県主催の研修を県内4地域において福岡労働局と連携して開催する。

【福岡県の取組】

○公正採用選考ホームページの設置・運営

- ・県ホームページ上に標記サイトを設置し、公正採用選考の徹底に向けて、「公正採用選考の意義」、「公正採用選考違反事象の実態」及び「推進員研修の開催日程等」の情報発信を行う。

《福岡労働局の協力事項》

- ・公正採用選考に係る違反事象についての情報提供。
- ・推進員研修等の開催日程・場所等についての情報提供。

○公正採用選考人権啓発指導員の設置

- ・「公正採用選考人権啓発指導員」（以下「指導員」）を設置し、推進員未設置事業所への設置勧奨及び事業所への研修受講勧奨を実施する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・指導員による訪問指導を実施するために必要な情報を提供するなど、福岡県と緊密な連携を図り、従業員30人以上の事業所における推進員の設置を促進する。
- ・指導員による受講勧奨を実施するために必要な情報を提供するなど、福岡県と緊密な連携のもと研修受講率の向上を図る。

○公正採用選考チラシの作成・活用

- ・「採用面接に先立って、チラシを用いて企業等と求職者双方で公正採用選考について確認する取組」を関係機関に依頼する。
- ・年代別センター等でのチラシの配架・配布。
- ・各種イベントでチラシを配布し、公正採用に関する周知・啓発を実施する。

《福岡労働局の協力事項》

- ・HW等での求人企業・求職者へのチラシの配架・配布。
- ・各種研修会等でのチラシの配布、公正採用に関する周知・啓発の実施。

○ 県の競争入札参加資格審査項目による加点

- ・公正な採用選考と事業所内の人権研修の計画・実施等を推進するため、推進員の設置及び公正採用選考に関する推進員研修の受講について、県の入札加点制度において加点要件とする。

《福岡労働局の協力事項》

- ・HWにおける加点対象の確認。
- ・推進員研修の標準化。（研修受講確認について、受講証の発行に統一するなど。）

【福岡労働局の取組】

○公正採用選考人権啓発推進員の設置勧奨

- ・福岡県と連携しながら、従業員が30人以上の事業所における推進員の設置を勧奨する。
- ・ハローワークが開催する新規学卒求人説明会等の場において、公正な採用選考の必要性や推進員制度について説明する。

○求人事業所への注意喚起

- ・福岡労働局において、公正採用選考に関するリーフレットを福岡県人権・同和教育研究協議会と共同で作成し、高卒求人応募解禁直前などのタイミングで、各ハローワークから高卒求人提出事業所に送付し、注意喚起を図る。

7 新型コロナウイルス感染症に関連する支援

福岡県と福岡労働局は、新型コロナウイルス感染症に係る雇用面への影響について注視し、情報共有を行うとともに、必要な対応を図る。

【福岡県と福岡労働局が共同で実施する取組】

○各種支援策に関する周知

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する各種支援策について、福岡県及び福岡労働局が連携して周知を行う。

【福岡県の取組】

○休暇、休業、解雇等の労働に関する相談対応

- ・労働者支援事務所（県内4地域）内に開設した「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」において、労働者及び使用者双方からの、新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等の労働に関する相談に対応する。

○事業者からの事業継続に関する相談対応

- ・中小企業振興事務所（県内4地域）等に開設した「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」において、新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者の経営や資金繰り等に関する相談に対応する。

【福岡労働局の取組】

○新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

- ・「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」や福岡助成金センター窓口等において、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等の労働に関する相談に対応する。

○雇用調整助成金の特例措置

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象として雇用調整助成金の特例措置が実施されているため、福岡助成金センターにおいて支給を行う。

○小学校休業等対応助成金・支援金

- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」により、小学校等の臨時休業等に伴い仕事を休まざるをえなくなった雇用者（正規雇用・非正規雇用不問）の保護者を支援する。
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金」により、小学校等の臨時休業等に伴い、業務委託契約等の仕事ができなくなった保護者を支援する。

○働き方改革推進支援助成金（テレワークコース・職場意識改善コース）

- ・働き方改革推進支援助成金（R2.3.31までは時間外労働等改善助成金）において、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援するための特例コースが設けられているため、福岡助成金センターにおいて支給を行う。